

事例研究～中国ビジネス法務

北京市大地律師事務所 / 日本部
パートナー弁護士 法学博士 熊琳



第258回 中国『民法典』権利侵害責任編の最新司法解釈

中国最高人民法院が公布した『中華人民共和国民法典』権利侵害責任編の適用に関する最高人民法院の解釈(一)』(以下「権利侵害責任解釈」という。)が、2024年9月27日より施行された。昨今、日系企業や個人が中国国内で民事上の侵害責任を問われるケースも珍しくない。本解釈の内容には、最高司法機関が発表した司法政策文書として侵害責任に関連する重要な参考意義があることから、今回はその重点内容について解説する。

◇日系企業における権利侵害責任紛争の事例

日本企業A社は、中国の工場で化粧品を製造し、代理店を通じて中国全土に販売している。ある日突然、代理店Bから、A社の製品を購入した顧客Cが使用後に重篤なアレルギー反応を起こしたと連絡があった。CはA社の製品に品質上の問題があると主張し、A社と代理店Bに対し治療費等の損害賠償を請求すると主張した。A社が当該製品の成分化学検査を行ったところ、製品自体に品質問題はないことが確認されたことから、Cの症状はA社の製品が体質に合わないことによるものと推測されたため、製品の瑕疵を理由にA社と代理店Bに賠償を請求するというCの主張は、十分な法的根拠を有していない。しかし、A社としては、Cによるインターネット上などへの否定的な書き込みを防ぐため、Cに法律の規定を説明した上で、少額の慰謝料を支払うことでCに納得してもらい、最終的にCとの和解に至った。

◇権利侵害責任解釈における注目すべき重点内容

1、権利侵害責任解釈では、まず民法上の行為能力を有さない者及び制限行為能力者の権利侵害事件の審理規則について、行為能力を有さない者及び制限行為能力者の権利が侵害された場合の保護者の権利及び権利侵害者の責任、並びに行為能力を有さない者及び制限行為能力者が権利を侵害した場合の被侵害者の権利及び保護者、父母(実父母及び養父母を含む)の責任について大きく取り上げている。

2、さらに雇用関係に関する権利侵害責任が以下のように規定されている。

- (1) 企業に直接雇用された職員が、その業務遂行により他人に損害を与えた場合、被侵害者は企業に対して権利侵害責任を負うよう請求できる。
- (2) 労務派遣の従業員が、その業務遂行によって他人に損害を与えた場合に、被侵害者が派遣会社と労務派遣受け入れ企業に対し、共同権利侵害責任を負うよう求めた場合は、原則として労務派遣受け入れ企業がその全責任を負うが、派遣会社が派遣する従業員の人選を誤った、または法令に基づく教育訓練の義務を履行しなかったなど過失がある場合は、その過失の範囲内において企業と共にその責任を負う。
- (3) 職員が職務を遂行する上で犯した違法行為が他人に損害を与え、自然人による犯罪を構成する場合、当該職員の刑事責任は企業が負担すべき民事権利侵害責任に影響を及ぼさない。

3、請負業者が業務過程で第三者に損害を与えた場合、原則として損害を与えた請負業者が全責任を負うが、発注者は発注、指示または選任ミスの範囲内で請負業者と共同で責任を負う。

4、購入者が、購入者の財産に損害を与えた製品の瑕疵による損害賠償を製品の生産者または販売者に請求した場合、生産者が賠償責任を負うものとし、販売者の過失により製品に瑕疵が生じた場合は、生産者が賠償後、販売者から賠償金を回収する権利を有する。

5、法的義務を履行せず、強制保険に加入していない自動車が交通事故により損害を被った場合で、付保義務者と交通事故責任者が同一人物ではなく、被侵害者が付保義務者と交通事故責任者に権利侵害責任を負うよう求めた場合、交通事故責任者が全責任を負担し、付保義務者は自動車の強制保険の賠償責任の範囲内で交通事故責任者とともに責任を負担する。

6、建物管理者は、建物から物を投げる、または建物から物を落下させることで他人に損害を与えることを防止するために必要な安全措置を講じなかった場合、以下の責任を負う。

(1) 侵害者が特定され、建物管理者が共同で被告となる場合、建物管理者は人民法院が侵害者の財産について法的強制執行後も履行できない範囲内についてその過失に応じた補充責任を負う。

(2) 公安機関などの調査で、民事事件の一審法廷弁論終結までに侵害者の特定が困難な場合、建物管理者はその過失に応じた責任を負う。被侵害者の残りの損害部分は、加害可能性のある建物使用者が適切に補償する。

◇日系企業へのアドバイス

この権利侵害責任解釈は、民事上の権利侵害紛争解決の法的根拠をより明確にしており、訴訟に至ることなく交渉によって紛争を解決する上で有用であり、訴訟対応に要する時間や経済的コストの削減にも繋がる。これを踏まえ、各日系企業が権利侵害行為に関する紛争に直面した際は、この新規則を十二分に活用すべきである。

水、投融資、プロジェクトと施工管理などを1社で行う体制を築いた。競争力の強化につながった。(時事)

遼寧省、1~9月GDPは4.9%増

中国遼寧省統計局は20日、1~9月の域内総生産(GDP)が前年同期比4.9%増の2兆2549億9000万元(約47兆5500億円)だったと発表した。

このうち、第1次産業の付加価値額は4.8%増の1545億1000万元、第2次産業は5.1%増の8876億4000万元、第3次産業は4.7%増の1兆2128億4000万元だった。

同時に発表した同期の主要経済指標は、小売売上高が4.2%増の7952億1000万元、設備投資額は4.8%増、消費者物価指数(CPI)は0.3%の上昇、一定規模以上の鉱工業企業による付加価値額は3.4%増などだった。(時事)

《四川・中西部》

重慶市の8月の乗用車販売台数3.92万台=6割は新エネ車

中国メディアの華龍網によると、自動車ディーラーの業界団体、重慶市汽車商業協会は18日、8月の同